

水戸市エネルギー価格高騰等対策事業者緊急支援金

1 支援金の概要

エネルギー価格高騰及び新型コロナウイルス感染症による影響を受けた市内事業者を対象に支援金を支給します。

2 支援金の対象者（以下の全てに該当する必要があります。）

- ・市内に事業所を有する法人若しくは個人事業主又は市内に住所を有する個人事業主であること。
- ・令和3年12月以前に事業を開始しており、今後も事業を継続する意思を有すること。
- ・令和4年1月から同年10月までの期間内で、前年同月比で光熱費及び燃料費が増加し、かつ、増加額に12を乗じた額（年間換算額）が、法人の場合は200,000円以上、個人事業主の場合は100,000円以上であること。

※令和3年11月以後に新規創業又は事業を拡大した事業者は、創業（事業拡大）の月から令和3年12月までの月平均の光熱費及び燃料費を令和4年1月から同年10月までのいずれかひと月と比較できます。

- ・令和4年1月から同年10月までの期間内で、前年、前々年又は3年前の同月比で売上額が30%以上減少した月があること。

※令和3年11月以後に新規創業又は事業を拡大した事業者は、創業（事業拡大）の月から令和3年12月までの月平均の売上を、令和4年1月から同年10月までのいずれかひと月と比較できます。

- ・水戸市暴力団排除条例（平成24年水戸市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

【留意点】

・光熱費及び燃料費を合計した金額とし、その他の経費は除いてください。（光熱費のみ、燃料費のみは不可）。光熱費は、電気、ガス、灯油及び熱供給等の事業活動に必要なエネルギー、燃料費は、ガソリン、軽油及び重油等の事業活動に必要な燃料に係る経費になります。

- ・売上については、営業収入のほか、農業や不動産収入がある場合は売上に含めてください。

・事業所が複数ある場合は、市内の全事業所を含めた光熱費及び燃料費（売上）とし、市外の事業所分は除いてください。

・水戸市土地改良区等緊急支援金、水戸市高齢者等福祉サービス事業所緊急支援金、水戸市幼稚園・保育所等緊急支援金、水戸市放課後児童健全育成事業者緊急支援金と重複しての申請はできません。

3 支援金額

- ・法人 : 一律 200,000 円
- ・個人事業主 : 一律 100,000 円

4 申請方法

令和5年2月28日（火）（当日消印有効）までに、下記の方法にて申請してください。

○方法：新型コロナウイルス感染防止の観点から、原則、電子申請又は郵送による申請をお願いします。

○申請書類： 支援金給付申請書兼請求書

○添付書類：

電子申請はこちらから⇒

① 直近の確定申告書の写し（受付印等があるもの）、又は納税証明書（その2）

【税務署に確定申告を行っておらず、市役所等へ市県民税の申告を行っている場合】

市県民税の申告書の写し（受付印等があるもの）、または課税証明書



- ② 令和4年1月から同年10月までのいずれかの月と、前年同月比光熱費及び燃料費が増加した月の光熱費及び燃料費が分かる書類（領収書や出納簿の写し）

【令和3年11月以後に創業若しくは事業の拡大をした場合】

令和4年1月から同年10月までのいずれかの月と、創業若しくは事業の拡大をした月から令和3年12月までの光熱費及び燃料費が分かる書類（領収書や出納簿の写し）

- ③ 令和4年1月から同年10月までのいずれかの月と、前年、前々年又は3年前の同月比30%以上売上が減少した月の売上台帳の写し

【令和3年11月以後に創業若しくは事業の拡大をした場合】

令和4年1月から同年10月までのいずれかの月と、創業若しくは事業の拡大をした月から令和3年12月までの売上が分かる書類（売上台帳の写しなど）

- ④ 【令和3年11月以後に創業した場合のみ】 開業届等開業時期が分かる書類

【令和3年11月以後に事業を拡大した場合のみ】 事業の拡大の内容及び時期が分かる書類

- ⑤ 支援金の振込口座の通帳の写し（カタカナ名が記載されている部分）

※①の書類は、水戸市事業継続応援支援金、水戸市道路貨物運送事業者緊急支援金、又は水戸市ものづくり事業者緊急支援金の申請において、直近の確定申告書の写しを提出している場合は、添付を省略することができます。

※③の書類は、水戸市事業継続応援支援金の申請から、比較する月を変更しない場合は、添付を省略することができます。

※④⑤の書類は、水戸市事業継続応援支援金、水戸市道路貨物運送事業者緊急支援金、又は水戸市ものづくり事業者緊急支援金の申請から変更がない場合は、添付を省略することができます。

5 申請窓口及び問合せ先

水戸市商工課 エネルギー価格高騰等対策支援金担当

〒310-8610 水戸市中央 1-4-1 水戸市役所本庁舎 5階

TEL 029-232-9185 FAX 029-232-9232 Mail commerce@city.mito.lg.jp